



我孫子市事業継続支援金（飲食店向け）

新型コロナウイルス感染症の再拡大による飲食店の事業環境の変化（*）を踏まえて、市内飲食店の事業の継続と感染症対策を緊急的に支援するため、我孫子市独自の事業者支援事業である『事業継続支援金』事業を拡充し、市が独自に市内飲食店に10万円を交付することとしました。

【交付額】 1事業者につき10万円

【交付対象者】 別紙のとおり

【申請書の発送・申請受付開始】 令和2年12月23日頃

【初回交付予定日】 令和3年1月18日

【申請の締め切り】 令和3年2月1日 ※書類必着

【申請書の入手方法】 ①食品衛生法に基づく食品営業許可一覧を参考に対象となる可能性のある飲食店に市が送付する（発送は12月23日頃）。②我孫子市事業継続支援金専用ダイヤル（04-7185-1734）に電話して個別に請求。

【備考】 ①感染症対策をしていれば売上の増減にかかわらず交付を受けられます。②既に国の持続化給付金、県の中小企業再建支援金、市の事業継続支援金（1～7月、8～12月）を受けていても、交付を受けられます。③市内に複数の飲食店を営んでいる場合でも、1事業者につき10万円です。④複数の事業者が1つの飲食店を営んでいる場合は、代表者が交付対象者です。

なお、申請日時点において営業実態のない飲食店、同一の屋内に飲食用の客席がない業態（持ち帰り専門、宅配専門、露店等）、無人販売を主とする業態（自動販売機、無人販売所等）、特定の顧客のみに向けて営業する業態（社員食堂、学生食堂、病院・福祉施設・集合住宅内等の食堂・給食・売店、新規客を受付けない店舗等）、移動できる業態（キッチンカー、屋台等）、大規模事業者等は対象外です。

（*）具体的には、感染症拡大の予期せぬ長期化、飲食業界の業績低迷の長期化、GoToEatのポイント付与の終了、GoToEat 千葉の販売停止、千葉県による酒類提供自粛要請、忘年会・新年会の需要の消失、外食控え、外出の自粛等。

【問い合わせ】

我孫子市環境経済部商業観光課

担当 工藤・大阿久・奈良

☎04-7185-1111（内線505）

(別紙) 事業継続支援金(飲食店向け) 制度の概要

◎交付要件(概要)

(1) 我孫子市内で食品営業許可(飲食店営業又は喫茶店営業)を受けている飲食店を営み、今後も事業を継続する意思のある事業者であること。

ただし、次に掲げる業態の飲食店を除く。

- | |
|---|
| ア 同一の屋内に飲食用の客席がない業態(持ち帰り専門、宅配専門、露天営業等) |
| イ 無人販売を主とする業態(自動販売機、無人販売所等) |
| ウ 特定の顧客のみに向けて営業する業態(社員食堂、学生食堂、病院・福祉施設・集合住宅内等の食堂・給食・売店、新規客を受付けない店舗等) |
| エ 移動できる業態(キッチンカー、屋台等) |
| オ その他、市長が対象外と認める業態 |

(2) 法人の場合は、常時使用する従業員の数が100人以下であること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために国や業界団体等が定める業種別ガイドラインを理解し、その実践に努めていること。また、その実践について市が状況調査や改善要請を行う場合には、協力すること。

(4) 申請日又は交付決定の日において、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 平成30年度分までの市税等(法人市民税、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していないこと。

(6) 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有さず、若しくは支配を受けていないこと。

以上